

令和８年度あわら市沖洋上風力発電案件形成促進業務 委託仕様書

1 業務目的

本業務は、福井県あわら市沖が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づく準備区域に指定されていることを踏まえ、当該区域における洋上風力発電事業の検討に資することを目的として実施するものである。具体的には、対象海域及びその周辺において、漁船、海上輸送船、貨物船、旅客船等の多様な船舶が航行している実態を踏まえ、船舶航行の安全性確保の観点から、船種、船舶規模、通行量、通行時期など、その他の航行特性に関する基礎的な情報を把握・整理することを目的とする。

2 業務名

令和８年度あわら市沖洋上風力発電案件形成促進業務

3 履行期間

契約締結日から令和９年３月１５日まで

4 提案上限額

８，３２１，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

5 対象区域



地理院地図

6 業務内容

(1) AIS データ解析

対象区域およびその周辺の海域を航行する船舶のうち、AIS（船舶自動識別装置）を搭載している船舶について、AIS データを取得し、航行実態の把握を行う。具体的には、年間データから、船種別、船舶規模（総トン数等）、航行経路、通行量、航行時期等の情報を整理し、対象海域における船舶の航行特性を明らかにするものとする。なお、データの解析手法については、調査目的を踏まえ適切な内容とすること。

(2) レーダー観測

対象海域を航行する船舶のうち、AIS を搭載していない小型船舶等の航行実態を把握するため、適切な地点を選定のうえ観測用レーダーを設置し、船舶の航行を観測するものとする。観測にあたっては、(1) AIS データ解析と同様の情報を取得し、船種や規模の推定が可能となるよう整理すること。観測時間は原則として連続 48 時間以上とし、航行実態を把握できるよう、観測時期及び期間については、気象・海象条件や漁業活動の時期等を考慮した上で設定し、その考え方を提案書において明示すること。

(3) 目視調査

レーダー観測の実施と同時期および同時間に、双眼鏡等を用いた目視による船舶観測を実施し、レーダー観測結果を補完する情報を取得するものとする。外観による規模感、操業状況、航行形態等、レーダーでは把握が困難な情報を記録し、レーダー観測データとの照合・精度向上に資するよう整理すること。

(4) 調査結果のとりまとめ

各調査により得られた結果については、対象海域における船舶の航行実態が総合的に把握できるよう整理・分析を行うものとする。

7 報告書の作成

上記により得られた結果を整理し、報告書として作成すること。

8 実施体制

事業実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施等のために、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。

9 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

10 機密保持等

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、前記3の履行期間の終了後においても同様とする。

11 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書又は事業計画書の変更を必要とする場合には、あらかじめ福井県と協議の上、承認を得なければならない。
- (2) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、福井県と協議しなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 本事業は、国の「洋上風力案件形成促進事業」を財源として実施する事業であるため、事業終了後、県から求めがあった場合は、事業に要した経費に関する証拠書類等を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、福井県と協議し、決定すること。